

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(料金表)

< 日常生活費一覧表(介護保険外サービス料金) >

◎ 日常生活費は若干変更する場合がありますのでご了承ください。

種 別	内 容			自己負担額
レクリエーション クラブ活動費等	レクリエーションやクラブ活動は内容に応じ実費を負担していただきます。参加の可否につきましては、任意となります。			実 費
理美容費 (要予約) (第2・3・4月曜日)	カットのみ	1,870円	カラー(カット・ブロー込み)	5,500円
	顔そりのみ	1,100円	チオパーマ(カット・ブロー込み)	5,500円
	カット・シャンプー	2,750円	シスパーマ(カット・ブロー込み)	6,600円
	カット・顔そり	2,750円	パーマ + カラー	11,000円
	カット・顔そり・シャンプー	3,300円	プレミアムメニュー	各メニュー +1,100円
クリーニングやその他嗜好品は実費でご負担いただきます。				

< 次項の料金表につきましては、下記の利用者負担段階によって料金が異なります。 >

◎ 利用者負担段階について

	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護を受給されている方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下
第4段階	上記以外の人(※4)	

社会福祉法人 溪仁会 月寒あさがおの郷 ショートステイセンター 料金表

※ カッコ内は 2割負担、 内は 3割負担 の料金となります。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)×所定単位数に14%を乗じた単位数を含めております。

◎ 1単位=10.17円

【併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ】

要介護 1 ~ 要介護 5

要介護度	介護保険利用者負担額	利用者	食費	滞在費	合計
	日額 ①	負担段階	日額 ②	日額 ③	① ② ③ の 合計日額
要介護 1	817円 (1,790円) 2,450円	第1段階	300円	880円	1,997円
		第2段階	600円	880円	2,297円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,187円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,487円
		第4段階	1,445円	2,660円	4,922円/(5,895円)/ 6,555円
要介護 2	895円 (1,790円) 2,685円	第1段階	300円	880円	2,075円
		第2段階	600円	880円	2,375円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,265円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,565円
		第4段階	1,445円	2,660円	5,000円/(5,895円)/ 6,790円
要介護 3	983円 (1,965円) 2,948円	第1段階	300円	880円	2,163円
		第2段階	600円	880円	2,463円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,353円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,653円
		第4段階	1,445円	2,660円	5,088円/(6,070円)/ 7,053円
要介護 4	1,065円 (2,130円) 3,195円	第1段階	300円	880円	2,245円
		第2段階	600円	880円	2,545円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,435円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,735円
		第4段階	1,445円	2,660円	5,170円/(6,235円)/ 7,300円
要介護 5	1,145円 (2,289円) 3,433円	第1段階	300円	880円	2,325円
		第2段階	600円	880円	2,625円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,515円
		第3段階②	1,300円	1,370円	4,115円
		第4段階	1,445円	2,660円	5,250円/(6,394円)/ 7,538円

【介護予防併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ】

要支援1・要支援2

要介護度	介護保険利用者負担額	利用者	食費	滞在費	合計
	日額 ①	負担段階	日額 ②	日額 ③	② ② ③ の 合計日額
要支援1	614円 (1227円) 1840円	第1段階	300円	880円	1,794円
		第2段階	600円	880円	2,094円
		第3段階①	1,000円	1,370円	2,984円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,284円
		第4段階	1,445円	2,660円	4,719円/ (5,332円)/ 5,945円
要支援2	761円 (1522円) 2283円	第1段階	300円	880円	1,941円
		第2段階	600円	880円	2,241円
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,131円
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,431円
		第4段階	1,445円	2,660円	4,866円/(5,627円)/ 6,388円

- * 前項の料金の他に、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、看護体制加算（Ⅰ）、看護体制加算（Ⅱ）、夜勤職員配置加算（Ⅱ）、地域加算（7級地）が加算されます。なお、要支援1・要支援2の方については、看護体制加算、夜勤職員配置加算は含まれません。
- * 介護保険利用者負担額には、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）〈所定単位数に14%を乗じた単位数を乗じた単位数〉を含めております。
- * 食費は1日1,445円（朝食410円、昼食530円、夕食505円）、滞在費1日2,660円となります。但し、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、限度額が設定されており補足給付が受けられます。
- * ご利用者がまだ、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度、お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）この際、ご利用者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＜その他の介護保険対象となる加算表＞ 個別に該当した場合、対象となります

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)＜所定単位数に14%＞を乗じた単位数を含めております。

◎1 単位＝10.17 円

※下記料金は1割負担の場合の料金となっています。

療養食加算	10円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食および特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。(1日3食を限度とし、1食を1回とします。)
送迎加算(片道1回)	211円/回	ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎をおこなうことが必要な場合に加算されます。
機能訓練体制加算	14円/日	常勤の理学療法士を1名以上配置していることにより加算されます。
個別機能訓練加算	65円/日	個別機能訓練計画に基づき機能訓練が行われた場合に加算されます。
医療連携強化加算	68円/日	特定の疾患のご利用者に対し急変時の対応等、あらかじめ取り決めを行い、看護師が急変の予測や早期発見に努めている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	26円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上で、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上で、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	14円/日	看護・介護職員の総数にうち、常勤職員の占める割合が100分の50以上で、利用定数・人員基準に適合している場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	138円/日	若年性認知症入居者に対して、短期入所生活介護を行った場合は加算されます。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	22円/日	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合で、ユニット型の事業所の場合は加算されます。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	24円/日	夜勤職員配置加算(Ⅱ)の要件に加えて、夜間時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合は加算されます。
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日	併設施設における看護職員の配置とは別に、指定短期入所生活介護事業所として、別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合は加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)	10円/日	併設施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除した数が、利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上となる場合は加算されます。
看護体制加算(Ⅲ)イ	14円/日	看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上である場合は加算されます。(定員数が29人以下を要件とします。)
看護体制加算(Ⅲ)ロ	7円/日	看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上である場合は加算されます。(定員数が30人以上、50人以下を要件とします。)

看護体制加算(Ⅳ)イ	27円/日	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上である場合は加算されます。(定員数が29人以下を要件とします。)
看護体制加算(Ⅳ)ロ	15円/日	看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70/100以上である場合は加算されます。(定員数が29人以下を要件とします。)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	229円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した方が利用した場合は利用開始から7日間を限度に加算されます。
緊急短期入所受入加算	102円/日	緊急短期入所体制確保加算を加算している事業所が、厚生労働大臣の定めるご利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、行った日から7日間(やむを得ない事情がある場合14日間)加算されます。
在宅中重度者受入加算イ	482円/日	*看護体制加算Ⅰを算定した場合) 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算ロ	478円/日	*看護体制加算Ⅱを算定した場合) 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
在宅中重度者受入加算ハ	473円/日	看護体制加算Ⅰ・Ⅱを算定した場合 当該ご利用者が利用していた訪問看護をおこなう訪問看護事業所が、健康上の管理などをおこなった場合に加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	115円/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士や医師からの助言を受けることができる体制(通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等)を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合、加算されます。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	229円/月	訪問リハビリテーションもしくは、通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師が介護老人福祉施設等を訪問し、個別機能訓練計画を作成した場合に加算されます。 ※ 個別機能訓練加算を算定している場合は、115円/月が加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の割合が1/2以上あり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、1名配置している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に適合し、認知症介護に指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施しており、介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施・実施予定している場合に加算されます。
口腔連携強化加算	58円/月	利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携のもと、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価実施し、同意を得たうえで、歯科医療機関及び、介護支援専門員へ情報提供を行った場合に加算されます。

生産性向上推進体制 加算(Ⅰ)	115円/月	(Ⅱ)の条件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認され、職員間の適切な役割分担の取り組みを行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	12円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供した場合に加算されます。
看取り連携体制加算	65円/日	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期に対してのサービス提供を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得しており、介護福祉士の配置等要件・職場環境要件・見える化要件を満たしている場合、所定単位数にサービス加算率(14%)を乗じた単位数で加算されます。